

平成 18 年 4 月 7 日

内閣府民間資金等活用事業推進室 御中

みずほコーポレート銀行
プロジェクトファイナンス営業第二部長
松本俊彦

P F I 推進委員会総合部会 意見提出

先日ご案内いただきました、民間資金等活用事業委員会第 11 回総合部会に関し、議事に記載されております、(2)「今後の検討の進め方について」について、下記意見を提出いたします。

P F I 推進委員会総合部会における今後の検討に当たっては、P F I 法施行後 5 年を経過し、また法改正の実現も踏まえ、P F I に携わる関係者の実務的な関心事項について、その参考となる実務指針等の作成が求められているものと考えております。

ついては、このような観点から以下の点について、総合部会の検討課題とすることを提案申し上げます。

金融の機能についての検討

建設を終え、運営段階に入った事業が積み上がる中で、今後は、事業継続性の確保が大きな課題となっていくものと考えます。健全な事業継続は公共にとって重要であることはいうまでもないが、そのために、金融機関によるモニタリング機能を如何に活用するかは一つのポイントとなる。

具体的には、以下の諸点について、検討課題とすることをご提案申し上げます。

金融機関のモニタリング機能を最大限発揮させるためには、どのような点に留意することが必要か、という点についての理解と整理

エージェンツ業務(とりわけ財務モニタリング機能)を担う機能を如何に充実させていくか、についての検討

モニタリング機能の実効性を判断する上での基準についての検討

直接協定・ステップインのあり方をめぐる論点の整理

以上